

京都市教育委員会教育長告示第7号

京都市学校歴史博物館条例第4条ただし書の規定に基づき、京都市学校歴史博物館を次のとおり臨時に休館します。

平成16年10月1日

京都市教育委員会

教育長 門川大作

臨時に休館する日 平成16年10月10日及び同月11日

(学校歴史博物館事業課)